

保護者の状況	標準時間	短時間	有効期限	保育が必要な事項の 証明書類	添付書類など
就労	1か月当たり120時間 以上就労している者	1か月当たり60時間 以上120時間未満で 就労している者	—	就労証明書	就労先や雇い主が作 成すること
就労（自営業）	1か月当たり120時間 以上就労している者	1か月当たり60時間 以上120時間未満で 就労している者	—	就労証明書	本人が作成し、確定 申告書や事業許可書 などの写しを添付す ること
出産	出産の前後であり、 おおむね産前2か月 又は産後3か月以内 のもの	—	分娩予定日の2か月 前の日が属する月初 日から分娩予定日の 2か月後の日の属す る月末日まで	保育が必要な事項の 申立書兼証明書 （※）	母子健康手帳（分娩 予定日記載箇所）の 写しを添付すること
育児休業中の継続利 用	育児休業取得時に、 既に保育を利用して いる者	短時間保育を希望す る者	育児休業取得にかか る子どもが満1歳到 達日の属する月末日	就労証明書	就労先や雇い主が作 成すること
育児休業中の継続利 用（自営業）	育児休業取得時に、 既に保育を利用して いる者	短時間保育を希望す る者	育児休業取得にかか る子どもが満1歳到 達日の属する月末日	就労証明書	本人が作成し、母子 健康手帳（分娩予定 日記載箇所）の写し を添付すること
疾病等（入院等）	入院1か月以上を要 する者又は入院中の 者	短時間保育を希望す る者	—	保育が必要な事項の 申立書兼証明書	担当医師などが証明 すること
疾病等（通院）	1か月以上の病気で 週3日以上通院が 必要な者	短時間保育を希望す る者	—	保育が必要な事項の 申立書兼証明書	担当医師などが証明 すること
疾病等（病臥）	病気のため居宅で床 に就いていることが 常態の者	短時間保育を希望す る者	—	保育が必要な事項の 申立書兼証明書	担当医師などが証明 すること
疾病等（精神性）	精神病等で育児能力 がないと認められる 者	短時間保育を希望す る者	—	保育が必要な事項の 申立書兼証明書	担当医師などが証明 すること
疾病等（身体障害 者）	障害者手帳1級～2級 の交付を受けている 者又は同等の障害者 で保育が困難と認め られるもの	短時間保育を希望す る者	—	保育が必要な事項の 申立書兼証明書	担当医師などが証明 すること
疾病等（一般療養）	自宅にいて、病気加 療中又は回復途上で 医師の治療を受けて いるもの	短時間保育を希望す る者	—	保育が必要な事項の 申立書兼証明書	担当医師などが証明 すること
介護等（病院等付 添）	1か月当たり120時間 以上付き添いを行う 者	身内の者が入院中 で、その看護のため 週3日以上付き添っ ているもの	—	保育が必要な事項の 申立書兼証明書	担当医師などが証明 すること
介護等（自宅内介 護）	1か月当たり120時間 以上の介護を行う者	自宅内に介護を必要 とする者がいる者	—	保育が必要な事項の 申立書兼証明書	担当医師などが証明 すること
災害復旧	震災、風水害、火災 その他の災害の復旧 にあたっている者	—	—	保育が必要な事項の 申立書兼証明書 （※）	罹災証明書の写しを 添付すること
求職活動（就労先内 定・求職中）	—	3か月以内に就労で きる状態のもの	入所日または退職日 から2か月後の日が 属する月末日まで	保育が必要な事項の 申立書兼証明書	ハローワーク発行の 登録証の写しなどを 添付すること
求職活動（起業準備 中）	1週当たり30時間以 上起業準備業務に従 事している者	1週当たり15時間以 上30時間未満で起業 準備業務に従事して いる者	入所日または退職日 から2か月後の日が 属する月末日まで	保育が必要な事項の 申立書兼証明書	事業許可書などの写 しを添付すること
就学	就学している者	短時間保育を希望す る者	—	保育が必要な事項の 申立書兼証明書	在学証明書の写しな どを添付すること